

議案第7号

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「から、助成対象者1人につき毎月500円の自己負担額を控除した額」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

ひとり親家庭等医療費の一部負担金を全額助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正する必要がある。

平成30年3月15日原案可決